

体験！裁判員裁判 &

10/15

霞が関司法探検スタンプラリー

10/8

主催 「法の日」週間実施東京地方委員会

裁判所・検察庁・弁護士会の共催で参加型のイベントを開催します。ぜひご応募ください！

体験！裁判員裁判

あなたも裁判員や検察官・弁護士となって、裁判員裁判を体験してみませんか？現職の裁判官・検察官・弁護士がサポートします！

霞が関司法探検スタンプラリー

弁護士と一緒に、裁判所・検察庁・弁護士会をめぐる。法廷見学、裁判員裁判の説明、少年事件のビデオ視聴など盛りだくさんです！



裁判員裁判を体験しませんか？



裁判員制度

募集要項

体験！裁判員裁判

【日時】10月15日(水) - 定員 午前・午後 各50名程度 -
午前の部 10:00～12:00 (受付 9:30)
午後の部 13:30～15:30 (受付13:00)

当日、参加者の中から裁判員役、検察官役、弁護人役などを募集します。

【会場・受付場所】 東京地裁4階 第412号法廷
千代田区霞が関1-1-4

(丸ノ内線、日比谷線、千代田線霞ヶ関駅 A1出口すぐ)

【申込方法】

9月24日(水)までに、下記 ~ を電話にてお申込下さい。FAXでのお申込も可能です(定員になり次第締切)。

希望人数(2人まで) 代表者の氏名・年齢・住所・電話番号
午後・午前の希望 2名で参加を希望する場合、2人目の氏名・年齢・住所

TEL 03-3502-7024 東京家裁 総務課広報係

FAX 03-3503-3997

霞が関司法探検スタンプラリー

【日時】10月8日(水) - 定員 各コース20名(抽選) -
Aコース 9:45～12:30 Bコース 12:45～15:30
Cコース 13:45～16:30 各コース同じ内容です

【受付場所】 弁護士会館5階502会議室
千代田区霞が関1-1-3

(丸ノ内線、日比谷線、千代田線霞ヶ関駅 B1-b出口すぐ)

【申込方法】

9月24日(水)までに、往復はがきに下記 ~ を記入し、返信用はがきの宛て先に代表者の氏名・住所を記載の上、お申込下さい。

希望コース 希望人数(5人まで) 代表者の氏名・年齢・郵便番号・住所・電話番号 複数名で申し込む場合、代表者以外すべての者の氏名・年齢・住所

宛先: 〒100-0013千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階
第二東京弁護士会 人権課 霞が関司法探検スタンプラリー係

【お問合せ】 TEL 03-3581-2257 第二東京弁護士会

小学生以下の参加は、保護者の同伴をお願いします。

当日、報道機関の撮影取材が入る場合があります。

お申し込みの際にいただきました情報は、本イベントの抽選・連絡のみに利用し、それ以外の目的では利用いたしません。